

# 一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会  
平成27年5月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）・交通労災防止」連載第15回目

昭和46年「点検は「だろ」を抜いて 確実に」

平成9年「明日の活力 生み出す健康 日頃の予防と心がけ」



## ★暑くてだるくなってしまう季節がやってきました。体調管理万全に！

梅雨前の独特な気圧の時季がやってきました。何かと身体のバランスも崩しがち。これからの季節を乗り切る為にも、体調管理、小さなことからコツコツと。

夏バテ対策、今から始めておきましょう。～水分・栄養不足、疲労・睡眠不足～体内のタンパク質が減ってくることにより気が付かない内に「夏バテ」へ。・・・まずは食欲不振が最大の敵！食前にトマトの丸かじり、トマトジュースを採ってみませんか？バテ防止の強い味方です。チーズの欠片も栄養価は高いです。みんなの味方・豚肉は疲労回復には欠かせません。簡単に作れる豚肉の生姜焼きと冷たいトマトで（ちょびっとビールも？）お試し下さい♥

## ◆労災豆知識（一人親方さん用） 労災保険って？

### \*そもそも業務災害って・・・どんな時に労災保険は受けられるの？

・労災保険給付の対象となる災害は、業務を行っていた場合（業務遂行性）でなければ、被災しても保険給付を受けることができません。では、どのような時に（業務遂行性がある）と認められ、労災給付を受ける事が出来るのでしょうか？以下対象となる項目です。

「請負工事現場における作業およびこれに付帯する行為：工事現場作業全般」

「請負契約に直接必要な行為を行う場合：工事の請負契約をするために現場の下見など準備作業」

「請負契約に基づき必要な作業を工事現場以外の場所で行う場合：準備作業を自家内作業場で行う場合」

「請負工事に関する機械や製品を運搬する作業：機械・製品を工事現場まで運搬する場合」

以上の場合などが対象となりますが、申請時には、具体的な事故内容・状況を確認のうえ、労働基準監督署が労災保険給付の「支給」「不支給」の判断を行う事になります。

万一の事故時は、当事務局が労災申請書類作成を行いますので、まずは被災した時には速やかに下記事務局までご連絡をお願い致します。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局  
（安達社会保険労務士事務所）

TEL：06-6966-4737

FAX：06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>